

**楽しい旅行に、大切なご家族に安心を・・・**

このたびはラド観光に旅行をお申し込みいただき、まことにありがとうございます。  
**旅先でのケガによる入院・通院はもちろん、手荷物の盗難や賠償の補償まで、**  
 国内旅行中に起こる、まさか！？のトラブル時にみなさまをお守りできるよう、弊社では、  
 国内旅行傷害保険のご加入をおすすめしています。  
 楽しい旅行の備えとして国内旅行傷害保険にご加入いただき、元気にご出発ください。



**旅行中に起こった事故、  
こんなとき、お役に立ちます。**

**保険金額一覧表**

ご出発時の年齢が81歳以上の方は当プランでご加入いただけません。  
 国内旅行傷害保険へのご加入を希望される方は弊社までお問い合わせください。

※この「国内旅行傷害保険」の概要は裏面をご参照ください。  
 以下のa.bのいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金は、他にご契約いただいている同種の保険契約(別紙注意喚起情報2.1)①(\*)を参照)と合算して1,000万円が限度となりますのでご注意ください。  
 a.保険期間開始日時時点で被保険者の年齢が15歳未満の場合  
 b.契約者と被保険者が相違する場合で、被保険者の同意がない場合

**傷害**

- 死亡・後遺障害保険金
- 入院保険金
- 通院保険金

- スノーボード中に人に転倒し、手首を骨折!
- 薄暗い露天風呂で、足元が悪く転倒!
- バス降車時にステップを踏み外した!

**賠償責任**

- 土産物店で商品を破損した!
- エスカレーターで荷物を落として人にケガをさせた!  
(法律上の賠償責任を負った場合に限り)

**携行品**

- カメラを壊してしまった!
- 財布をすられてしまい、乗車券を盗まれた!  
(被保険者が所有する携行品に限ります)

契約タイプ (80歳まで)		A(G24)	B(G43)	C(G73)
保険期間		1泊2日まで	3泊4日まで	6泊7日まで
傷 害	死亡・後遺障害	612万円	737万円	877万円
	入院保険金日額	3,000円	5,000円	5,000円
	通院保険金日額	2,000円	3,000円	3,000円
賠償責任保険		5,000万円	5,000万円	5,000万円
救援者費用		50万円	80万円	75万円
携行品 (自己負担額3,000円)		10万円	15万円	20万円
保険料		500円	800円	1,000円

●下記加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、【提出用】を弊社へご提出ください。

**国内旅行傷害保険加入依頼書 (お客様控)**

申込日	20 年 月 日	予約番号	
フリガナ		契約タイプ	保険料 加入者数 合計保険料
氏名 ①		A B C	円 × 人 = 円
保険期間 (旅行期間)	20 年 月 日から 20 年 月 日まで	(取扱代理店) <b>ラド観光株式会社</b>	(引受保険会社) <b>エース損害保険株式会社</b> ace insurance 関西旅行保険営業部 〒530-0001 大阪市北区梅田2-5-25 ハービス大塚 http://www.ace-insurance.co.jp
		〒531-0075 大阪市北区大淀南1-11-5 GMビル4階 Tel. 06-6345-5671	

キリトリ線 (ハサミで切り取っていただき、下の国内旅行傷害保険加入依頼書を弊社へご提出ください。)

**国内旅行傷害保険加入依頼書**

御社の傷害保険普通保険約款および国内旅行傷害保険特約を承認し、下記の注意書きの内容をすべて理解し、この加入依頼書の記入内容がすべて事実と相違ないことを確認のうえ、次のとおり保険契約を申込みます。また、保険契約に関する事項について一社社団法人日本損害保険協会に登録され、損害保険会社等の間で共有されること、および事故発生の際に保険契約および保険金請求に関する事項について損害保険会社等の間で確認されることに同意します。なお、保険商品の内容を記載した「契約概要」および契約時に特に注意いただきたい事項を記載した「注意喚起情報」の内容を承諾のうえ、本契約を申し込みます。

**【提出用】**

申込日	20 年 月 日	予約番号	
出発日	20 年 月 日	保険期間	20 年 月 日から 20 年 月 日まで
フリガナ		(旅行期間)	
氏名 ①			
住所	〒 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	年齢	才
		性別	男・女
契約タイプ	A B C	加入者数	合計保険料
		円 × 人 =	円

★同一の危険を補償する他の保険契約がありますか?  
 ない  ある⇒死亡保険金額

氏名 / 万円

氏名 / 万円

(ご注意) 1. 加入依頼書記載事項が事実と相違した場合には保険金が支払われないことや保険契約を解除する場合があります。  
 2. \*の項目は、ご契約にあり、申し出のうえに(特に重要な事項(告知事項)です。未記入あるいは記入された内容が事実と異なる場合には、ご契約を解除したり保険金のお支払いができない場合がありますので、十分にご注意ください。  
 3. 旅行先でピッケル等を使用する山岳登山、ハンズグライダー操縦等、特に危険なスポーツを行う場合はお引受けできません。  
 4. 死亡保険金の受取人は法定相続人となります。  
 5. 加入依頼書の記入内容によっては保険加入のできない場合があります。  
 6. 被保険者またはそのご家族がすでに同種の補償・特約等をご契約されている場合は、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入要否をご確認ください。またご契約ください。

※保険に加入される方が2名様以上の場合は、裏面明細書にご記入ください。

# 国内旅行傷害保険のご説明

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 保険金	死亡保険金 日本国内において旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額を死亡保険金受取人にお支払いします。 〔注〕すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為(けんか)によるケガ ③無資格運転または酒気帯り運転(酒酔い運転を含みます。)、麻薬等により正常な運転ができない状態での運転中に生じたケガ ④疾病・脳梗塞または心臓発作によるケガ ⑤地震・噴火・津波・戦争・その他の変乱によるケガ ⑥積載品・積載品に付随するケガ ⑦顔面皮膚損傷(むちうち傷・腫瘍)その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的所見のないもの ⑧ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険なスポーツなどをしての間ケガ ⑨妊娠、出産、産後、流産または外科的手術やその他の医療処置により続いたケガ。ただし弊社が保険金を支払うべきケガを治療する場合はお支払いします。 ⑩自動車、原動機付自転車、モーターボート等による競技、競争、興行(練習を含みます)または試運転中、もしくは競技場でのフリー走行等を行っている間に続いたケガ など
	後遺障害保険金 日本国内において旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で事故発生の日からその日を含めて180日以内に身体の一部を失ったり、重大な機能障害を発生させたりした場合	後遺障害の程度(第1級～第14級)に応じて、後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。 死亡・後遺障害保険金額×100%～4%＝後遺障害保険金の額 〔注〕保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
基本 契約	入院保険金額 日本国内において旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、入院された場合	入院の日数に対して1日につき入院保険金額をお支払いします。 入院保険金額×入院日数＝入院保険金の額 入院保険金受取人からその日を含めて180日を限度とします。 〔注〕保険期間中に別の偶然な事故により新たにケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術 保険金 被保険者が事故発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けた場合	①入院中に手術を受けた場合、入院保険金額日額の10倍 ②上記以外で手術を受けた場合、入院保険金額日額の5倍 入院保険金額日額×①/②＝手術保険金の額 〔注1〕手術とは公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為をいいます。ただし、創傷処置、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観光的または徒手切開術、腫瘍摘出術および保胎術、産科手術はお支払いの対象となりません。 〔注2〕1事故によるケガについて、1回の手術を限度とします。 〔注3〕①および②の手術を受けた場合は、①を適用	
賠償 責任 〔特約〕	通院保険金額 日本国内において旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、通院した場合(往診を含めることがあります。)	事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数1日につき、90日分を限度としてご契約の通院保険金額をお支払いします。 通院保険金額×通院した日数＝通院保険金の額 〔注1〕長管、背柱、下半肢の3大関節にギプス等を常時装着したときは通院日に含めることがあります。 〔注2〕入院保険金が支払われる期間中に重複してはお支払いできません。 〔注3〕本保険金が支払われる期間中、別の事故で新たなケガをされても重複してお支払いはできません。 〔注4〕治療に付随しない、薬剤・診断書・医療器具等の受領等のためのものは通院日数に含まれません。	
	賠償責任 〔特約〕	日本国内において旅行行程中の偶然な事故により、あやまって他人の財物をこぼしたり、他人にケガをさせたりして法律上の損害賠償責任を負ったことにより損害を受けた場合 〔注1〕被保険者が所有、使用または管理している他人の財物に生じた損害に対する損害賠償責任はお支払いできません。 例：友人から借りたカメラを破損した場合 〔注2〕ホテル、旅館等の宿泊施設の客室および客室内の動産(客室外のセーフティーボックスおよび客室のキーを含みます。に写された損害はお支払いの対象となります。 〔注3〕レンタル業者から、契約者または被保険者が借り入れた旅行用品または生活用品は保険の対象となりません。	①自動車(ゴルフカートを含みます。)、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)、経路(空路を除きます。等)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ②保険契約者または被保険者の故意による損害賠償責任 ③被保険者または被保険者の指図による暴行または殴りに起因する損害賠償責任 ④同様の親族および旅行行程中に関する親族に対する損害賠償責任 ⑤職務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ⑥心臓発作に起因する損害賠償責任 ⑦地震・噴火・津波・戦争・その他の変乱による危険な運動等による損害賠償責任 ⑧破損した物、預かった物に対する損害に対する損害賠償責任 など
救援者 費用 〔特約〕	日本国内において旅行行程中において ①被保険者が搭乗する航空機もしくは船舶が行方不明または遭難した場合 ②偶然な事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を実施する状態となったことが警察等の公的機関により確認された場合 ③偶然な事故によるケガが原因で事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または14日以上連続して入院した場合	保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した次の費用をお支払いします。 ①捜索救助費用 ②現地までの交通費(1往復分の運賃+救護者2名分まで) ③現地での宿泊料(救護者2名分まで、かつ、1名につき14日分まで) ④現地からの移送費用 ⑤雑費(3万円まで) 〔注1〕救護者費用保険金額が保険期間中の支払限度額となります。 〔注2〕上記①については、ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山の行程中に遭難した場合は、割増保険金をお支払いいただいても対象となりません。 〔注3〕現地とは事故発生地または被保険者の取寄地をいいます。	①自動車、原動機付自転車、航空機、船舶による事故により生じた費用 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為(けんか)による事故によって生じた費用 ③無資格運転、酒気帯り運転(酒酔い運転を含みます。)、麻薬等により正常な運転ができない状態での運転中に生じた費用 ④地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故によって生じた費用 ⑤ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ポプスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動等をしての間ケガにより生じた費用 ⑥自動車等の乗用車による競技または試運転等を行っている間の事故により生じた費用 など
	携行品損害 〔特約〕	日本国内において被保険者が旅行行程中に携行する被保険者所有の身の回り品(カメラ、カン、衣類、現金、乗車券等)が盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合 〔注〕次のものは保険の対象に含まれませんのでご注意ください。 株券、有価証券、印紙、切手、預貯金証書、通帳、キャッシュカード、定期券、クレジットカード、積本、設計書、図案、帳簿、船舶(ボート・モーターボートおよびボートを含みます。)、自動車(原動機付自転車を含みます。)、山岳登山中の登山用具など、危険な運動を行うために使用する運動用具、コンタクトレンズ、鏡筒、動植物 など	携行品1つ(1組または1対)につき10万円(乗車券等および通貨等については合計して5万円)を限度として時価額または修繕費をお支払いします。 〔注1〕1回の事故ごとに、3,000円の自己負担額(免責金額)があります。お支払いする保険金＝損害額-3,000円(免責金額) 〔注2〕修繕費の時価額を上回る場合には、時価額を限度としてお支払いします。 〔注3〕携行品損害保険金額が保険期間中の支払限度額となります。 ※損害の発生または防止に必要・有益であった費用に對しても保険金をお支払いできる場合があります。

### 事故が起こったら

- 取扱代理店または弊社にご通知ください。事故の日から30日以内にご通知のない場合はお支払いする保険金が削減される場合があります。
- 賠償しなければならないと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につき必ず弊社にご相談ください。あらかじめ弊社と相談せずに賠償金を支払われた場合には、その一部あるいは全部について保険金をお支払いできないことがあります。
- 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、一定の条件に該当する方が被保険者に代理人として保険金を請求することができます。詳しくは取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

### ご注意

●この契約は **ラド観光株式会社** を契約者とし、加入される方を被保険者とする包括契約です。よって、保険証券は発行いたしませんので、あらかじめご了承ください。

●疾病は、契約に含まれておりません。健康保険証をお持ちください。

●このパンフレットは概要の説明ですので、ご契約いただく前に必ず加入依頼書に添付されている契約概要・注意事項・賠償額をお読みいただき内容をよく確認の上でお申し込みいただけますようお願い申し上げます。

※保険に加入される方が2名横以上の場合、こちらに記入ください。

フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
② 氏名	⑤ 氏名	⑥ 氏名	⑦ 氏名
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
③ 氏名	⑧ 氏名	⑨ 氏名	⑩ 氏名
フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
④ 氏名	⑪ 氏名	⑫ 氏名	⑬ 氏名
年齢	年齢	年齢	年齢
性別	性別	性別	性別